

議案第 7 4 号

日出町介護保険条例の一部改正について

日出町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 1 2 月 4 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町介護保険条例の一部を改正する条例

日出町介護保険条例（平成 1 2 年日出町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項後段中「町長」を「、町長」に改め、「第 1 号被保険者」の次に「又は連帯納付義務者（介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 1 3 2 条第 2 項及び第 3 項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。以下同じ。）」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

（保険料の納期前の納付）

第 3 条の 2 第 1 号被保険者又は連帯納付義務者は、納入通知書に記載された普通徴収に係る保険料の納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の保険料を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の保険料をあわせて納付することができる。

第 7 条中「第 1 号被保険者」の次に「又は連帯納付義務者」を加える。

第 9 条第 1 項中「介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

附則第 8 条第 1 項中「令和 3 年 1 月 3 1 日まで」を「令和 3 年 2 月 1 日まで」に、「令和 3 年 1 月 3 1 日以前」を「同日以前」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

理 由

介護保険料の納期前納付について定め、介護保険料の額等の通知先に連帯納付義務者を加え、徴収猶予の特例の対象となる徴収金の期日を改めたいので提出する。